

平成 23 年度 事業計画

公益財団法人 日本レクリエーション協会

目 次

○平成23年度の事業運営について	2
1. 国民一人ひとりが真の笑顔の実現に主体的に参画することを促す啓発活動の展開 ...	4
(1) レクリエーションの普及・啓発事業の実施	
(2) 加盟団体による普及・啓発活動の促進	
(3) 情報発信の強化	
2. 地域、福祉、企業、家庭等社会各層で笑顔を支える支援者を育成・支援	5
(1) レクリエーション公認指導者の養成・支援（中核となる支援者の育成・支援）	
1) 都道府県レクリエーション協会と連携した公認指導者等の養成の拡充	
2) 大学、短期大学、専門学校等の高等教育機関と連携した公認指導者の拡充	
3) 高い専門性を持った公認指導者養成事業の強化	
4) 公認指導者の知識・技能の審査・認定に関する諸事業の実施	
(2) レクリエーション公認指導者への支援の拡充	
1) 都道府県協会と連携した公認指導者への支援の拡充	
2) 日本協会による直接的な公認指導者への支援の実施	
(3) レクリエーション学習者の育成促進（支援者の裾野の拡大）	
1) 幅広いボランティア活動にレクリエーションを活かす学習者の育成事業の促進	
2) 各種現任者のためのレクリエーションの学習機会の提供	
3. 笑顔を支える支援者が結集し、支えあい力量を高め、事業を行う組織の育成・支援 ...	8
(1) レク運動の担い手が結集する市区町村レクリエーション協会等の育成・強化	
1) 新たな組織の立ち上げを支援する事業の実施	
2) 既存組織の活性化を支援する事業の実施	
(2) 組織育成・強化のための基盤整備	
1) 各種会議を連動させた都道府県協会との共同の取り組みの拡充	
2) 都道府県協会等の組織運営基盤の拡充支援	
4. 笑顔を実現しやすい社会の仕組みづくり（ソーシャル・アクション）の展開	9
(1) 国等との連携・協力を通して、国民各層への健康・生きがいづくりへの貢献	
1) 生涯スポーツ振興等を通じての健康・生きがいづくりの充実への貢献	
2) 子どもの健やかな育ちと、豊かな未来の創造への貢献	
(2) 幅広い社会の課題に対するレクリエーションの活用促進	
5. 財政基盤、事務局機能の強化.....	10
(1) レクリエーション活動のための用具・書籍等の販売	
(2) 事務局機能の強化	
1) レクリエーション運動への賛同者、協力者の獲得	
2) その他機能強化	
平成23年度 主催・共催全国行事一覧	11
平成23年度 事業一覧	12
東日本大震災に関わる支援の方向について（平成23年度事業計画・補足資料）	17

平成 23 年度の事業運営について

厳しい社会・経済的状況が続く中で、国民一人ひとりの生きる喜びの実現が、改めて大きな社会の課題となり、60年以上にわたる年月の間に、そのことを追及し公益に資する活動を積み重ねてきたレクリエーション運動には、これまで以上の期待と社会的責任が課せられている。

また、本年3月11日に発生した東日本大震災という戦後最大の自然災害からの復興に対して、本協会が最大限の貢献を行うことは、公益法人として重要な責務であると認識している。

その期待に応え、責務を果たし、より一層の公益活動を実現するためには、レクリエーション運動の成果がより深く国民生活に浸透し活かされるよう努力するとともに、レクリエーション運動への新たな理解者、協力者である人材の拡充を図るとともに財政的基盤強化への取り組みが不可欠である。日本レクリエーション協会では、こうした取り組みを「レクリエーション運動の新たな一歩」と位置づけ、関係者、関係団体の力とこれまでの活動の成果を結集し、国民一人ひとりの生きる喜びの実現を目指し、その結果としてのレクリエーション運動の基盤強化を目指す。

<レクリエーション運動の新たな一歩>

- 一 国民一人ひとりが、生きる喜びからもたらされる真の笑顔を実現することを大きな目標にかかげる。
- 二 現在から近い将来にかけての社会の大きな変化、国民各層の多様な需要に応じて、これまで積み重ねた成果を十二分に発揮することにより、より多くの国民の真の笑顔の実現を目指す。
- 三 当分の間、「すべてはみんなの笑顔のために スマイル・フォア・オール」のテーマ（仮称）のもとで、以下4つの柱をたて、関係者、関係団体の力を結集し、レクリエーション運動を展開する（なお、テーマの文言等も関係者、団体とともに協議を積み重ね、今年末ぐらいを目途によりよい形に改善を図る）
 - ①国民一人ひとりが真の笑顔の実現に主体的に参画することを促す啓発活動の展開
 - ②地域、福祉領域、企業、家庭等社会各層で笑顔を支える支援者を育成・支援
 - ③笑顔を支える支援者が結集し、支えあい力量を高め、事業を行う組織の育成・支援
 - ④笑顔を実現しやすい社会の仕組みづくり（ソーシャル・アクション）の展開（当分の間は、被災地復興への貢献に集中的に取り組む）

※ここで言う「真の笑顔」とは、さまざまなレクリエーション活動を通じて「心や体の心地よさや快いと思う感覚」、「精神的な充足感」、「感動・喜び」等を実感したときに、自然にわき出る“笑顔”のことを指している。

平成 23 年度は、その第 1 歩として、①～④の柱のもとでの事業展開に加え、都道府県レクリエーション協会及び各種目団体、領域団体との一層の連携の強化を図りつつ、財政基盤確立に向けての事業を展開する。なお、①～④の柱の実現については、指導者の養成数、登録者数の減少傾向の歯止め及び従来かかわりえなかった国民各層、団体、機関、企業等からの一層の理解と協力の充実は、運動の資源の獲得という点で、財政基盤確立と深く結びつくものである。特に④のソーシャル・アクションについては、東日本大震災からの復興への貢献に可能な限りの資源を投入し、取り組むものとする。①～③に関わる事業についても、被災地の状況、ニーズに対応しつつ、同様に震災からの復興への貢献を重視し、事業を展開していくこととする。

以下、事業計画においては、これまでに検討してきた事業を掲載しているが、状況に応じつつ、被災地復興への貢献に向けた事業にシフトすることも柔軟に対応していく。

1. 国民一人ひとりが真の笑顔の実現に主体的に参画することを促す啓発活動の展開

- ・幼児から高齢者、障害者まで多数の市民が、それぞれのライフスタイルにあわせて幅広く参加し、レクリエーション活動の楽しさや他者との交流の喜びを得る多様な事業を、加盟団体等と連携し全国で展開する。
- ・こうした事業の参加者に対して、レクリエーションの価値・意義（生きる喜びの実感に基づく真の笑顔を実現、社会の閉塞感を打ち破る）への気づきを促し、日常的にレクリエーション活動に親しむ生活態度の醸成を図る（啓発活動）。
- ・また、直接事業に参加できない市民に向けても、レクリエーションの価値・意義を伝え、レクリエーション活動に日常的に親しむことを促す情報の提供を進める。

（1）レクリエーションの普及・啓発事業の実施

- ・全国で展開される多様な事業を活かして、一人でも多くの市民に、レクリエーション活動に親しみ、レクリエーションの価値・意義を理解できる機会を提供する
 - ①全国レクリエーション大会、都道府県レクリエーション大会を通じた、全国及び都道府県内でのレクリエーションの普及・啓発
 - ②（公益財団法人）日本レクリエーション協会（以下、日本協会）及び加盟団体が全国で年間を通して実施する事業の開催情報と成果を集約し定期的に社会に発信する他、一定期間に行われる事業をネットワークし全国規模のキャンペーンを実施

（2）加盟団体による普及・啓発活動の促進

- ・加盟団体の、市民に開かれた事業を通じたレクリエーション普及・啓発活動を促進する。
 - ①地域住民への公益的な事業の実施促進に向けた支援
 - ②団体の情報紙やホームページ等による一般市民向けの情報発信に対する支援
 - ③会議、訪問等による事業実施ノウハウ等の共有

（3）情報発信の強化

- ・日本協会、加盟団体の普及・啓発活動の周知と成果の発信の強化を図る（情報収集・発信の抜本的な見直し、強化）。
 - ①月刊レクルー誌の発行：年10回（（財）日本宝くじ協会助成申請中）
 - ②ホームページでの情報発信の再構築、及びマスメディアへのニュースリリース発信事業の再構築
 - ③上記①、②とあわせて、新たなメディアの積極活用を図り、普及・啓発の促進のために戦略的に、かつ年間を通じて質の高い情報を発信できる仕組み（情報集約も含む）を構築する

2. 地域、福祉、企業、家庭等社会各層で笑顔を支える支援者を育成・支援

- ・国民一人ひとりが、レクリエーション活動に親しみ、生きる喜びに根ざした真の笑顔を実現することを支える支援者（＝レクリエーション運動の担い手）を育成し、その活動を支援する。
- ・支援者の育成は、以下の2つの柱で取り組む

①支援者の裾野の拡大

それぞれの活動に取り組みながら、必要に応じてレクリエーション指導のエッセンスを学び自らの活動に活かすレクリエーション学習者の育成促進

②中核となる支援者の育成・支援

中核となる支援者の育成・強化では、レクリエーションを深く理解し、レクリエーション活動を通して生きる喜びを提供できるレクリエーション公認指導者の育成と支援

(1) レクリエーション公認指導者の養成・支援（中核となる支援者の育成・支援）

- ・都道府県レクリエーション協会（以下「都道府県協会」という）、市区町村レクリエーション協会（以下「市区町村協会」という）と大学、短期大学、専門学校等の高等教育機関（以下、「高等教育機関」という）との連携により下記の諸事業を展開する。
- ・より公益に資する担い手養成のための学習内容および養成の仕組みの改善を行う。
- ・こうしたことを通して、約11,000名の公認指導者の養成を図る。
 - ※公認指導者の養成は、「日本レクリエーション協会指導者養成制度」、「公認指導者資格認定・登録規程」に基づき実施する。
 - ※大学、短期大学、専門学校のうち、本協会よりレクリエーション指導者養成課程の認可を受けた大学、短期大学、専門学校等を「課程認定校」という。

1) 都道府県レクリエーション協会と連携した公認指導者等の養成の拡充

- ・主に地域活動の中で公益の拡充に貢献する人材の養成事業を促進する。
 - ①都道府県協会が行う公認指導者養成事業への支援
 - ②都道府県協会及び市区町村協会が行う養成事業を担う講師の育成（講師養成トレーニング研修の実施等）
 - ③現場に即した学習プログラム等の調査研究開発、都道府県協会と連携した養成事業のモデル開発及び成果の発信等、都道府県協会及び市区町村協会が行う養成事業の効果的な教育内容の伝達講習会の実施
 - ④都道府県協会等が行う養成事業への地域住民の理解の獲得と事業への参加促進、及び行政、団体、企業等からの幅広い協力、連携の獲得

2) 大学、短期大学、専門学校等の高等教育機関と連携した公認指導者の拡充

- ・主に介護領域や保育・幼児教育領域においての公益の拡充に貢献する人材の養成を促進する。

①高等教育機関との連携の拡充（課程認定校制度の普及）

②課程認定校への支援

日本レクリエーション協会公認指導者養成課程認定校研究連絡会議（以下、課程認定校研究連絡会議という）と連携し、課程認定校の公認指導者養成の活性化のための各種支援を実施する。

3) 高い専門性を持った公認指導者養成事業の強化

・地域や介護、保育等の領域で、レクリエーション活動を展開するレクリエーション・インストラクター等レクリエーション運動の担い手の範となり、公益活動を牽引するレクリエーション・コーディネーターや福祉レクリエーション・ワーカー、余暇開発士を養成する。

①社会教育、生涯スポーツ振興領域等での専門性を持った指導者の育成

レクリエーション・コーディネーター、余暇開発士の養成事業、カリキュラムの整備、学習方法の確立

②社会福祉領域等での専門性を持った指導者の育成

福祉レクリエーション・ワーカーの養成事業、カリキュラムの整備、学習方法の確立

4) 公認指導者の知識・技能の審査・認定に関する諸事業の実施

公認指導者の知識・技能の審査・認定を通じた、質の高い公認指導者の活動の継続及び公認指導者の活動総体での公益への貢献の拡充

①審査及び認定・登録の実施

修得した知識、技能を審査し、その証明のための資格付与。及び認定した公認指導者の情報を適切に管理し、活動促進等の支援を行うための公認指導者の登録

②養成及び認定・登録に関する制度、教育内容等の充実

養成事業、認定・登録事業等全般にかかわるグラウンドデザインから個別の制度内容や教育内容に関する課題の検討の継続実施。及び、学識経験者、介護、保育、社会教育等の専門家、事業運営者等と連携した基礎的な調査研究の実施

(2) レクリエーション公認指導者への支援の拡充

・レクリエーション公認指導者が知識、技能を高め、ひとり一人の活動を充実させることを支援し、レクリエーション関係者、関係団体総体としての公益への貢献を拡充する。

1) 都道府県協会と連携した公認指導者への支援の拡充

・公認指導者の必要に応じたきめ細やかで質の高い支援の実現を図る。

①都道府県協会による公認指導者への支援事業の充実

公認指導者の公益に資する活動への支援事業に関する助成、ノウハウの提供。及び、情報発信の支援を実施。

②都道府県協会と連携した公認指導者等支援事業の質の向上

スキルアップ講習事業の教材や教授法等、支援事業のノウハウの開発・共有。及び講

師育成研修の実施。

2) 日本協会による直接的な公認指導者への支援の実施

- ・社会的な課題や支援対象の生活課題の解決に向けた一人ひとりのレクリエーション運動の担い手の活動の質を高めるための情報の提供やスキルアップの機会の提供の拡充

①情報提供の強化

情報誌（紙）、ホームページを通して、公認指導者一人ひとりの活動の質を高める知識や技術、実践事例等の情報を継続的に提供

②スキルアップのための研修事業の実施

(3) レクリエーション学習者の育成促進（支援者の裾野の拡大）

- ・高齢者の生き生きとした生活や、子どもたちや親子の豊かな体験を支えるといった公益に資するレクリエーション運動への幅広い一般市民の参画促進のためのボランティア育成を進める。
- ・教育や福祉、医療等の充実(公益)への貢献として、それら領域の現任者(従事者、専門職者)の必要に応じたレクリエーションの学習機会の提供を行う。

1) 幅広いボランティア活動にレクリエーションを活かす学習者の育成事業の促進

- ・ボランティア育成の各種研修事業の実施促進。
- ・育成したボランティアが、公益活動の質と持続性、自発性を高めるために公認指導者へとステップアップを図ることを支援する事業の実施、及び制度の整備。
- ①都道府県協会等によるレクリエーション・ボランティア育成事業（介護予防領域、子育て支援・子どもの健全育成領域等）の促進。
- ②都道府県協会等が育成したボランティアの活動継続、発展のための組織化の促進
- ③レクリエーション・ボランティアの学習過程や活動実績を、レクリエーション・インストラクター等公認指導者資格取得の一部単位として認める制度の整備・普及

2) 各種現任者のためのレクリエーションの学習機会の提供

- ・教育、介護、企業等さまざまな場面で、レクリエーションの学習を必要とする人材に対して、その学習機会（研修事業等）を提供する。なお、学習機会の提供、実施については、当該領域の専門職、施設等の団体と連携し進める。

3. 笑顔を支える支援者が結集し、支えあい力量を高め、事業を行う組織の育成・支援

- ・レクリエーション活動を通じた真の笑顔の実現に取り組み、国民一人ひとりの生活の質の向上と地域や社会の課題の解決を通じた公益への一層の貢献には、身近な生活圏での、レクリエーション運動の担い手（レクリエーション公認指導者やレクリエーション学習者）が結集し、支えあえる組織が欠かせない。
- ・このような組織の育成・支援を、以下の2つの視点で行う。
 - ①レクリエーション運動の担い手が結集する相互扶助組織の育成・強化
 - ②組織育成・強化のための基盤整備

（1）レク運動の担い手が結集する市区町村レクリエーション協会等の育成・強化

- ・市区町村の範囲を基本としながら、レクリエーション公認指導者やレクリエーション学習者が結集し、相互に支えあい、高めあいながら、より身近な地域で幅広い市民を対象とした公益に資する事業を展開する市区町村協会等の立ち上げ、育成、強化に取り組む。

1) 新たな組織の立ち上げを支援する事業の実施

- ・子どもの居場所、介護予防サロン等継続的な事業から、市民向けの各種体験イベントまで幅広い事業を活用して、レクリエーション運動の担い手が結集し、組織を形成する取り組みに対する助成事業の実施。及び、キャンペーン事業等を活用した組織の立ち上げノウハウ提供。

2) 既存組織の活性化を支援する事業の実施

- ・子どもの居場所等を拠点に活動を展開する組織の活性化のための助成事業の実施。及び、既存の市民に向けたイベントや講習事業等を活用した組織の活性化のノウハウ提供。

（2）組織育成・強化のための基盤整備

- ・公認指導者等レクリエーション運動の担い手一人ひとりの力量を高め、それらの人材が結集して市区町村レクリエーション組織を立ち上げ、発展させることを都道府県協会と共に取り組む。
- ・このような人材の育成と、育成した人材が結集した市区町村レクリエーション組織の展開を通じた公益の拡充のために不可欠な都道府県協会等の組織運営基盤の拡充にも取り組む。

1) 各種会議を連動させた都道府県協会との共同の取り組みの拡充

- ・加盟団体代表者会議、有資格者支援施策検討会議を連動させて共同の取り組みに関する協議、検討、決定を行う。
- ・あわせて都道府県協会ブロック会議に参画し、そこでの協議、検討も上記と連動させる。

2) 都道府県協会等の組織運営基盤の拡充支援

- ・各種事業の連携促進、広報・情報集発信機能の支援強化、用具・書籍等の販売の連携促進及び個別経営支援を実施。

4. 笑顔を実現しやすい社会の仕組みづくり（ソーシャル・アクション）の展開

- ・国民各層、各種団体、機関、企業、各種運動体等と幅広く連携して、単体の運動体では対応しきれない（レク運動の直接の射程を超えた）幅広く大きな社会的な課題の解決に取り組む。

(1) 国等との連携・協力を通して、国民各層への健康・生きがいづくりへの貢献

- ・国、地方自治体からの委託事業の実施、それらの事業への協力、及び公的な性格を持つ団体・機関の助成・補助事業の実施を通して、国等の公益に資する施策、事業との連携・協力の促進を通じた、より一層の公益への貢献の実現を目指す。

1) 生涯スポーツ振興等を通じての健康・生きがいづくりの充実への貢献

- ・スポーツ・健康づくりに親しむライフスタイルの実現を目指す上での支援者を、広く国民の中から育成するための事業とあわせて、文部科学省の生涯スポーツ振興、体力向上等の施策及び、文部科学省、厚生労働省の放課後子どもプラン等へ協力する事業を実施する。

2) 子どもの健やかな育ちと、豊かな未来の創造への貢献

- ・多様な領域からの専門家の力を結集し、子どもたちの未来を開くためのソーシャル・アクションの創出と展開を図る。

(2) 幅広い社会の課題に対するレクリエーションの活用促進

- ・福祉、環境、国際交流等さまざまな領域での課題や、地域、家庭、職場等さまざまな生活場面での課題の解決に向けて、関係する機関、団体、行政等がレクリエーションを積極的に活用することを促す。
- ・社会的な課題の解決に取り組む関連団体、機関、行政等と訪問や協同事業を通して関係を構築する。また、レクリエーションの活用積極的に取り組む団体、機関、行政等と連携して、その成果を発信する。
- ・こうした取り組みを通して、さまざまな団体、機関、行政等が社会的な課題を解決するために必要な人材の育成、人材の強化、組織化、組織による事業展開等にレクリエーションを活用するよう促す。

5. 財政基盤、事務局機能の強化

- ・「レクリエーション運動の新たな一歩」により、結果としてもたらされるレクリエーション運動の人的、物的な資源の拡充に止まらず、レクリエーション活動に不可欠な用具・書籍等の販売を促進することで、レクリエーション活動の普及・啓発を図るとともに、本協会並びに加盟団体が実施する公益事業の継続及び拡充のための財政基盤の整備を図る。
- ・合わせて日本協会の事務局機能を高め、レクリエーション運動（の公益性）への賛同者、協力者を獲得し、人的、物的な資源拡充とともに、多様な社会からの期待に応える。

(1) レクリエーション活動のための用具・書籍等の販売

- ・ホームページやパンフレット等の媒体の、活用現場において実際に活用する商品購入者の目線での一層の改善を図る。
- ・活用現場に即した活用方法の提案を添える等、既存用具、書籍の付加価値を一層高め、かつ、必要に応じた用具・書籍の開発・普及を図る。
- ・都道府県協会等加盟団体と連携した商品販売を進める。

(2) 事務局機能の強化

1) レクリエーション運動への賛同者、協力者の獲得

- ・幅広い企業、団体等からレクリエーション運動への理解を得ると同時に、公益に資する事業に対する寄付を獲得するために、明確な計画・目標を立案、訪問活動を行う。

2) その他機能強化

- ①国際交流の促進
- ②レジャー・レクリエーションに関わる調査・研究の実施
- ③レクリエーションの普及振興に功労のあった者の表彰の他、文部科学大臣表彰、紺綬褒章等へ推薦

平成 23 年度 日本レクリエーション協会主催・共催全国行事一覧

事業名	日程	開催場所	対象者
全国一斉「あそびの日」 キャンペーン事業	平成23年4月中旬～ 6月中旬	全国各地	市民一般
都道府県レクリエーション協会ブロック会議	平成23年6月および 平成24年2～3月	各ブロックで 設定	都道府県レクリエーション協会役員、事務局長
第 65 回 全国レクリエーション大会 IN しが	平成23年9月23日(金祝) ～25日(日)	大津市、長浜市、 近江八幡市、 草津市、野洲市他	公認指導者、全国のレクリエーション関係者、 市民一般
第 24 回 全国スポーツレクリエーション祭 「スポレクとちぎ 2011」	平成23年11月5日(土) ～8日(火)	宇都宮市はじめ 栃木県内各地	市民一般、公認指導者、 加盟団体関係者
加盟団体運営代表者会議	平成23年12月6日(火) ～7日(水)	オリンピック記念 青少年総合センター (東京)	加盟団体の運営代表者 または事務局長
生涯スポーツ・体力づくり 全国会議 2012	平成24年2月10日(金)	秋田県秋田市	公認指導者、加盟団体関係者、 市民一般
全国いつでも チャレンジ・ザ・ゲーム大会	随 時	全国各地	公認指導者、市民一般

<平成23年度 事業一覧>

1. 国民一人ひとりが真の笑顔の実現に主体的に参画することを促す啓発活動の展開

(1) レクリエーションの普及・啓発事業の実施

1) レクリエーション大会を通じた普及・啓発

- ①第65回全国レクリエーション大会INしが
- ②第66回以降の全国レクリエーション大会開催に向けた準備
- ③都道府県レクリエーション大会の情報の発信

2) 市民参加のレクリエーション事業を通じた普及・啓発

- ①全国一斉「あそびの日」キャンペーン事業の実施
- ②全国規模の市民参加のレクリエーション事業を通じた普及・啓発
 - ・全国いつでもチャレンジ・ザ・ゲーム大会
(チャレンジ・ザ・ゲーム子どもの居場所全国選手権大会・スポーツ振興基金助成事業)
 - ・ロープ・ジャンプ全国小学生大縄跳び大会

3) 日本協会、地域協会におけるレクリエーション普及・啓発促進及び基盤整備事業

(2) 加盟団体による普及・啓発活動の促進

1) 地域住民への公益的な事業の実施促進

2) 日本協会の情報紙やホームページ等による、都道府県協会の一般市民向け事業の情報発信支援

- ①都道府県協会専用サイト（ホームページ）の拡充
- ②情報誌での普及・啓蒙事業の周知

3) 会議、訪問等による事業実施ノウハウの提供

4) 加盟領域団体会議

5) 加盟種目団体会議

(3) 情報発信の強化

1) 月刊レクルー誌の発行：年10回（(財)日本宝くじ協会助成申請中）

2) ホームページ、ニュース・リリース、新たなメディアの複合的、戦略的活用

2. 地域、福祉、企業、家庭等社会各層で笑顔を支える支援者を育成・支援

(1) レクリエーション公認指導者の養成・支援（中核となる支援者の育成・支援）

1) 都道府県協会と連携した公認指導者等の養成の拡充

- ①講師トレーニング講習会等公認指導者養成促進事業

- ②レクリエーション・インストラクター養成講習事業のノウハウ提供等

2) 大学、短期大学等の高等教育機関と連携した公認指導者の拡充

- ①専門資格別認定校集会
- ②課程認定校への情報サービス等養成内容の充実に向けた支援
- ③公認指導者資格課程認定校制度の普及プロモーション

3) 高い専門性を持った公認指導者養成事業の強化

- ①専門資格通信教育課程の実施
 - *レクリエーション・コーディネーター養成通信教育課程の実施
 - *福祉レクリエーション・ワーカー養成通信教育課程の実施
 - *余暇開発士養成通信教育課程の実施
- ②専門資格のカリキュラム及び学習内容の確立
 - *レクリエーション・コーディネーターのカリキュラム及び学習内容の確立
 - ・レクリエーション・コーディネーター専門科目講習会を活用したカリキュラム及び学習内容確立
 - ・レクリエーション・コーディネーター学習課程を活用した組織の担い手育成事業
 - ・各種事業成果の検討を通じたカリキュラム及び学習内容の確立
 - *福祉レクリエーション・ワーカーの学習内容の確立
 - ・福祉レクリエーション・ワーカー養成通信教育課程スクーリングの実施及びそれを活用した学習内容検討
 - ・各種事業成果の検討を通じた学習内容の確立
 - *余暇開発士養成事業の確立
 - ・余暇開発士養成通信教育課程スクーリングの開催
 - ・各種事業成果の検討を通じた養成事業の確立

4) 公認指導者の知識・技能の審査・認定に関する諸事業の実施

- ①資格認定委員会の開催
- ②公認指導者養成講座、講習会の認定
- ③専門資格の審査
 - *レクリエーション・コーディネーターの資格審査<専門科目Ⅱ期審査会>
 - *福祉レクリエーション・ワーカーの資格審査
 - *余暇開発士の資格審査
 - *課程認定校での学内審査
- ④レクリエーション・インストラクター資格審査・認定
- ⑤人材養成・資格認定事業の改善
 - *有識者の意見聴取や検討会
 - *公認指導者資格取得の有効性を明確にし周知を図るための研究事業

(2) レクリエーション公認指導者への支援の拡充

1) 都道府県協会と連携した公認指導者への支援の拡充

- ①スキルアップ講習事業の教材や教授法等の開発・提供
- ②都道府県協会と日本協会のスキルアップ事業の共同開催及び講師育成研修
- ③都道府県協会の支援事業の広報支援
- ④日本協会、地域協会の連携によるレク運動の担い手育成促進事業

2) 日本協会による直接的な公認指導者への支援の実施

- ①公認指導者専用サイト（ホームページ）及びSNS活用の拡充
- ②公認指導者への情報誌（ペーパー及び電子媒体）の無料頒布
- ③介護、子育て支援、教育領域等で活動する公認指導者へのスキルアップ研修の実施
- ④公認指導者への支援のための登録システムの整備

(3) レクリエーション学習者の育成促進（支援者の裾野の拡大）

1) 幅広いボランティア活動にレクリエーションを活かす学習者の育成事業の促進

- ①介護予防領域及び子どもの居場所領域での修了証取得者の組織化及び公認指導者資格取得モデル事業
- ②子どもの居場所及び介護予防ボランティア育成サポートセンター事業の推進
- ③研修・講習事業への修了証の発行

2) 各種現任者のためのレクリエーションの学習機会の提供

- ①各種領域からの研修事業の受託（講師派遣含む）の実施
- ②各種領域の現任者（従事者、専門職）のためのレクリエーション研修事業の実施

3. 笑顔を支える支援者が結集し、支えあい力量を高め、事業を行う組織の育成・支援

(1) レク運動の担い手が結集する市区町村協会等の育成・強化

1) 新たな組織の立ち上げを支援する事業の実施

- ①組織の中核メンバー・グループ育成モデル事業の実施と成果の共有促進
- ②キャンペーン事業等を活用した組織の立ち上げノウハウの共有促進

2) 既存組織の活性化を支援する事業の実施

- ①遊びの城づくり支援等拠点型事業を通じた組織活性化の助成事業の実施

- ②既存の市民に向けたイベントや講習事業等を活用した組織の活性化のノウハウの共有促進

(2) 組織育成・強化のための基盤整備

1) 各種会議を連動させた都道府県協会との共同の取り組みの拡充

- ①加盟団体運営代表者会議
- ②有資格者支援施策検討会議
- ③ブロック会議の開催支援及び参画

2) 都道府県協会等の組織運営基盤の拡充支援

- ①個別経営支援
- ②広報・情報集発信機能の支援
- ③用具・書籍等の販売の連携促進
- ④日本協会、都道府県協会、市区町村協会における公認指導者活動支援及び基盤整備事業

4. 笑顔を実現しやすい社会の仕組みづくり（ソーシャル・アクション）の展開

(1) 国等との連携・協力を通して、国民各層への健康・生きがいづくりへの貢献

1) 生涯スポーツ振興等を通じての健康・生きがいづくりの充実への貢献

- ①第24回全国スポーツ・レクリエーション祭「スポレク“エコとちぎ”2011」
- ②文部科学省事業の受託及び文部科学省事業への協力
 - *子ども体力向上推進事業・おやこ元気アップ!事業 <文部科学省委託>
 - *「スポーツ祭り2011」<「体育の日」中央記念行事実行委員会>
 - *生涯スポーツ・体力づくり全国会議2012
 - *ライフステージに応じたスポーツ活動の推進のための調査研究 <文部科学省委託>
- ③生涯スポーツの振興施策への事業を通じた貢献 <スポーツ振興くじ助成>
 - *総合型地域スポーツクラブ育成支援事業
 - *子どもの居場所を活用した子ども体力向上プログラムの展開
 - *潜在的な指導者の発掘と結集による事業展開を核とした活動母体の育成事業
 - *子どもと高齢者の運動習慣づくりの行事、イベント企画・運営養成研修会
 - *高等教育機関と連携した高齢者・障害者のスポーツ・レクリエーション活動支援者育成事業
 - *運動が苦手な人を楽しく運動に引き込む指導者養成事業
 - *幼児・子育て世代のスポーツ・レクリエーション活動支援者の養成・講習事業（調査研究）
 - *スポーツ情報提供事業

*加盟団体ガバナンス強化事業

2) 子どもの健やかな育ちと、豊かな未来の創造への貢献

- ①有識者による優れた事例の収集、検討
- ②あそびの価値・意義の周知
- ③あそびシンポジウム <子ども夢基金助成申請中>
- ④子どもの居場所指導員・ボランティア向けコミュニケーションスキルアップ研修会
<子ども夢基金助成申請中>
- ⑤子どもの生きた体験案内人養成講座 <子ども夢基金助成申請中>

(2) 幅広い社会の課題に対するレクリエーションの活用促進

- ①多様な領域の団体、行政等へのレクリエーションの人材、組織等の活用による課題解決の取り組みの普及
 - *社会的な課題の解決に取り組む関連団体、機関、行政、企業等との関係構築及び協同事業の実施
 - *レクリエーションの活用に積極的に取り組む団体、機関、行政等の成果の集約・発信

5. 財政基盤、事務局機能の強化

(1) レクリエーション活動のための用具・書籍等の販売

- ①教材・用具普及事業
 - *レクリエーション活動の用具・用品の開発・販売
 - *指導者や諸団体、組織等への情報提供・普及
 - *各種指導テキストの制作・販売

(2) 事務局機能の強化

- 1) レクリエーション運動への賛同者、協力者の獲得
- 2) その他機能強化

東日本大震災に関わる支援の方向について

今回の東日本大震災に関わる支援について、日レクとしてどのような対応ができるかについて、早い機会に現地を訪れ、被災の状況、当該県レクリエーション協会としての対応等のさまざまな情報、意見を集約し、下記の課題に即して検討し、順次本協会として可能な限り対応していく。

1. 被災地等へのレクリエーション・ボランティアサポート支援金の募集
 - * 支援金募集のホームページへのアップ、被災県を除く都道府県協会にホームページ上でのリンクの依頼、支援策の提示による賛同者の拡大、基金の設置などの検討
 - * 月刊レクルー 4 月号による支援金募集告知及び支援に関する広報の展開
2. 「あそびの日キャンペーン事業」（4 月～6 月に全国各地で実施）による支援の告知、内容
 - * ポスター等で支援の告知及び事業の中での支援金募集の実施、「ガンバロウ東日本」「笑顔！Again!!」のスローガン等の表示、缶バッジを使った募金の呼びかけ、具体的な支援内容例（レク・ボランティアの活動）の P R 媒体の作成
3. レクリエーション・ボランティアの編成・設置にかかる支援
 - * 被災した当該県レク協会の動きも見ながら、避難地の状況把握、現場との調整を行い、被災地であることに配慮した連携策を検討し、順次対応する。
4. 有資格者への支援の関連
 - * 新規登録料、登録更新料の減免、更新手続き等に期間延長などを検討し、内容について H P を通じて伝達、連絡困難な指導者への県協会との連携やきめ細かい通信による対応。
5. 県レク協会への支援の関連
 - * 事務局を復旧するための支援内容及び支援要請を確認、事務や運営経費等の支援を今後検討
6. 当該被災地における課程認定校への対応
 - * H23 年度開講状況等の把握し、必要な支援の内容及び負担等確認した上で、支援の仕組みを確立
7. 全国レクリエーション大会 in しがについて
 - * 本大会を「東日本震災復興支援イベント」としての位置づけ、研究フォーラム等での災害の際のレク・ボランティアのセッションの設置など、被災地の元気づくり、笑顔づくりのプログラムやアクションを設定する。